

こどもまんなか

みんなでつくろう!こども・子育てに優しい信州

長野県(県民文化部)プレスリリース 令和6年(2024年) 7月25日

令和5年度消費生活相談の受付状況をとりまとめました

~ご注意ください!屋根工事に関する相談件数が増加しました~

令和5年度に、県消費生活センター4所に寄せられた相談(苦情)件数は5,349件で、前年度比97.3%と減少しました。商品・サービス別では、「無料で点検する」などといって消費者宅を突然訪問し、不安をあおる説明をして高額な契約をさせる「点検商法」のトラブルを含む「屋根工事」に関する相談が増加しました。

◎ 令和5年度消費生活相談の主な特徴

1 年代別相談件数 60 歳以上の相談割合は全体の 41.6%

2 **商品・サービス別** 架空請求を含む「商品一般」に関する相談は全体の約1割(9.9%)

「化粧品」に関する相談は減少(360件 前年度比 78.6%) 「屋根工事」に関する相談は増加(74件 前年度比 321.7%)

3 販売購入方法別 通信販売に関する相談は全体の 36.3%

4 商品別投資 商品別投資に関する相談は増加(103件 前年度比 117.0%)

5 架空請求 架空請求に関する相談は増加(166 件 前年度比 118.6%)

6 県と市町村における相談件数合計

14,125件(前年度比100.8% 件数は108件増)

⇒ 詳細は、別添資料及び長野県消費生活情報をご覧ください。

https://www.nagano-shohi.net/

【参考】消費生活センターについて

消費生活センターでは、架空料金請求詐欺や悪質商法、事業者との買い物や契約でのトラブルなど、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためにお手伝いをしています。 県は、北信・中信・南信・東信の4つの消費生活センターを設置しています。そのほか、全ての市町村が消費生活相談窓口を設置しており 消費者ホットライン 188 (局番なし) でお近くの相談窓口に繋がります。

相手を確認してから電話にでましょう!



☑在宅中でも留守番電話設定

☑迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機 器の活用

☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設 定の利用

(問合せ先)

担当 県民文化部くらし安全・消費生活課 相談啓発係 吉澤、髙見澤

電話: 026-235-7286 (直通)

FAX: 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp